

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
および会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2024 年 6 月 30 日

コニシ株式会社

コニシ工営株式会社

2024年6月30日

## 株式交換に係る事後開示事項

大阪府中央区道修町一丁目7番1号  
コニシ株式会社  
代表取締役社長 松端 博文

札幌市西区発寒16条4丁目1番30号  
コニシ工営株式会社  
代表取締役社長 村上 恵一郎

コニシ株式会社(以下、「コニシ」といいます。)およびコニシ工営株式会社(以下、「コニシ工営」といいます。)は、2024年5月22日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下、「株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年6月30日を効力発生日として、コニシを株式交換完全親会社、コニシ工営を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号および会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

### 記

- 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)  
2024年6月30日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)
  - 会社法第784条の2の規定による手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行ったコニシ工営の株主はおりませんでした。
  - 会社法第785条の規定による手続の経過  
コニシ工営は、会社法785条第3項の規定に基づき、2024年5月27日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるコニシの商号および住所を郵送により通知しましたが、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求を行ったコニシ工営の株主はおりませんでした。

(3) 会社法 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

コニシは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

コニシは、会社法第 797 条第 3 項および社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 5 月 22 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるコニシ工営の商号および住所を電子公告により公告いたしました。なお、コニシは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条の 1 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりコニシに移転したコニシ工営の株式の数は、本株式交換によりコニシがコニシ工営の発行済株式の全部(ただし、コニシが保有するコニシ工営株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下(「基準時」といいます。))のコニシ工営の発行済株式総数からコニシが保有するコニシ工営の株式の数を除外した 16,400 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) コニシは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をコニシに

通知したコニシの株主はおりませんでした。

- (2) コニシ工営は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2024 年 6 月 24 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) コニシは、本株式交換により、基準時のコニシ工営の株主(ただし、コニシを除きます。)に対して、その保有するコニシ工営の普通株式 1 株につきコニシの普通株式 14.34 株の割合をもって、コニシの普通株式を割当交付いたしました。なお、コニシが割当交付したコニシの普通株式の合計は、235,176 株です。
- (4) 本株式交換に伴うコニシの資本金および準備金の状況は、以下のとおりです。
  - ① 資本金：0 円
  - ② 資本準備金：会社計算規則第 39 条に従いコニシが別途定める額
  - ③ 利益準備金：0 円

以上